

中国税務速報

2019 年 2 月 20 日

1. 国家税務総局による個人所得税申告書の修正に関する公告

「中華人民共和国個人所得税法」及びその実施条例などの関連税務法律・法規の規定により、総合課税と分離課税を結合した個人所得税制度の順調な実施を保証するため、修正された個人所得税に関する申告書を発行し、2019 年 1 月 1 日から施行します。

「国家税務総局による個人所得税申告書の公布に関する公告」（国家税務総局公告 2013 年第 21 号）の添付ファイル 1 から添付ファイル 5、「国家税務総局による生産経営所得及び減免税事項の個人所得税申告書に関連する公告」（国家税務総局公告 2015 年第 28 号）の添付ファイル 1 から添付ファイル 3、「国家税務総局による新個人所得税法の施行に関する若干の徴収・管理のつながりに関する公告」（国家税務総局公告 2018 年第 56 号）の添付ファイル 1 は同時に廃止されました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4049750/content.html>

2. 国家税務総局 財政部 税関総署による税関特殊監督管理区域に所在する企業における増値税の一般納税人資格の試行拡大に関する公告

「国務院による総合保税区の高水準の開放と高品質の発展を促進することに関する若干の意見」（国発（2019）3 号）を實行するため、国家税務総局、財政部と税関総署は税関特殊監督管理区域に所在する企業における増値税の一般納税人資格の試行を拡大することを決めました。今回関連事項について以下の公告を行います。

- 1) 税関特殊監督管理区域の増値税一般納税人資格の試行（以下「一般納税人資格試行」と略称する）を南通総合保税区、南京総合保税区、常州総合保税区、武進総合保税区、太原武宿総合保税区、泉州総合保税区、蕪湖総合保税区、かん州総合保税区、貴陽総合保税区、ハルビン総合保税区、黒竜江綏芬河総合保税区、杭州総合保税区、舟山港総合保税区、南寧総合保税区、長沙黄花総合保税区、海口総合保税区、漕河涇総合保税区、青浦総合保税区、金橋総合保税区、臨沂総合保税区、日照総合保税区、い坊総合保税区、威海総合保税区、銀川総合保税区などの 24 の総合保税区まで拡大します。
- 2) 一般納税人資格試行政策を、「国家税務総局 財政部 税関総署による税関特殊監督管理区域の増値税一般納税人資格の試行を実施することに関する公告」（国家税務総局 財政部 税関総署公告 2016 年第 65 号）と「国家税務総局 財政部 税関総署による税関特殊監督管理区域の増値税一般納税人資格の試行を拡大することに関する公告」（国家税務総局 財政部 税関総署公告 2018 年第 5 号）の関連規定により執行します。
- 3) 税務部門、税関部門は部門間の共同監督管理と情報共有を強化して、試行の各準備を行い、上述の総合保税区の試行が順調に展開することを確保します。
- 4) 本公告を 2019 年 2 月 1 日から執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4046439/content.html>

3. 国家税務総局による増値税小規模納税人地方税種と関連付加減税政策に関する徴収管理問題の公告

「財政部 税務総局による小型薄利企業の一般特惠税收減免政策の実施に関する通知」（財税（2019）13 号）により、今回増値税の小規模納税人の地方税種と関連付加減税政策に関する徴収管理問題について以下の公告を行います。

1) 申告書の修正について

「資源税納税申告書」「都市維持建設税 教育費付加 地方教育付加申告書」「不動産税納税申告書」「都市土地使用税納税申告書」「印紙税納税申告（報告）書」「農地使用税申告書」を修正し、増値税小規模納税者の減税優遇申告の関連データの項目を増加し、関連申告書の記入説明を修正します。

2) 納税人の種類が変更された場合の減税政策の適用時期の決定

資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、農地使用税、教育費付加及び地方教育付加の増値税一般納税人が規定により小規模納税人になる場合、小規模納税人になる当月から減税優遇を適用します。増値税小規模納税人が規定により一般納税人になる場合、一般納税人になる当日から減税優遇を適用しません。

増値税年度課税売上高が小規模納税人の基準を超えた場合、一般納税者に登録する必要がある未登録者は、税務機関の通知を受けて、締切日後まだ登録していなければ、締切日の翌月から減税優遇を適用しません。

3) 減税優遇の申請方法について

納税者は自分で減税優遇を申請する場合、追加資料を提出する必要はありません。

4) 納税人が即時に減税優遇を受けない場合の申請方法

条件を満たすが、即時に減税優遇を申請しない納税人は、法律により税金の還付を申請できます。以後の未払税金も控除できます。

5) 実施時期

本公告は、2019年1月1日から実施します。本公告により修正した書類は各省（自治区、直轄市）人民政府が減税比例を公告した当日から正式に使用します。各地は本公告が修正した書類を使用した後、「国家税務総局による修正後の『資源税納税申告書』を公布する公告」（国家税務総局公告 2016年第38号）中の「資源税納税申告書」のメインフォーム、「国家税務総局による『農地使用税管理規程（試行）』を公布する公告」（国家税務総局公告 2016年第2号、国家税務総局公告 2018年第31号修正）」中の『農地使用税納税申告書』を廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4014987/content.html>

4. 財務部 税務総局による小型薄利企業一般特惠税金減免政策の実施に関する通知

党中央、国务院の政策の配置を貫徹し、さらに小型薄利企業の発展を支持するため、今回小型薄利企業一般特惠税金減免政策の実施について以下の通知を行います。

- 1) 月売上高が 10 万元以下（10 万元を含みます）の増値税小規模納税人に対し、増値税を免除します。
- 2) 小型薄利企業の年度課税所得額が 100 万元未満の部分に対して、その課税所得額の 25%を課税所得額とします。20%の税率で企業所得税を納付します。年度課税所得額が 100 万元以上 300 万元未満の部分に対して、その課税所得額の 50%を課税所得額とします。20%の税率で企業所得税を納付します。
- 3) 省、自治区、直轄市人民政府は本地域の実際の状況及びマクロ調整の需要に基づき、増値税小規模納税人に対して 50%の税額幅内で資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税（有価証券取引の印紙税を除きます）、農地使用税及び教育費付加、地方教育付加を減税することができます。
- 4) 増値税小規模納税人は法律により資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、農地使用税及び教育費付加、地方教育付加のその他の優遇政策を受けた場合、本通知第三条の規定の優遇政策を重ねて受けることができます。
- 5) 「財務部 税務総局による起業投資企業とエンジェル投資個人の関連税收政策に関する通知」（財税「2018」55号）の第二条の第（一）項に、スタートアップ科学技術型企業に関する条件の中の「従業員数が 200 人を超えない」を「従業員数が 300 人を超えない」に修正し、「資産総額と年売上収入が 3000 万元を超えない」を「資産総額と年売上収入が 5000 万元を超えない」に修正します。

6) 本通知の執行期限は 2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までです。「財政部 税務総局による小型薄利企業の増値税政策を継続する通知」（財税「2017」76 号）、「財政部 税務総局によるさらに小型薄利企業所得税優遇政策範囲を拡大する通知」（財税「2018」77 号）を同時に廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4014090/content.html>